

函館市監査公表第17号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年10月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 農 企  
令和 5 年(2023 年) 1 0 月 6 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	農 林 水 産 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他(行政監査)		
監査等実施期間	令和 4 年 8 月 31 日～令和 5 年 3 月 27 日	提出日	令和 5 年 6 月 5 日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
8 (1) イ 受入れて5年を超える残高について 会計規則第 82 条においては、「歳入歳出外現金は、これを受入れた日から 5 年を経過した場合は、特に指定するものを除き歳入に受入れなければならない。」と規定されている。 しかし、受入れた日から 5 年を経過した歳入歳出外現金について、当該現金を特に指定したとする手続が確認できなかったことから、改めて指定する手続を執られたい。(農林水産部：水産物地方卸売市場保証金、青果物地方卸売市場保証金)			
措置内容、対応・考え方			
【対応】 当該現金については、財務部財政課において取扱いを整理し、指定の手続きを執ったところであります。			